(4)　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯		最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	定格入力電力が二〇kVA以下のもの　準尖頭値	七九デシベル
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの　平均値	六六デシベル
	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの　準尖頭値	一〇〇デシベル
	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの　平均値	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下		七三デシベル
		六〇デシベル
		八六デシベル
		七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		七三デシベル
		六〇デシベル
		九〇デシベルから七三デシベルまで※
		八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	（一）一一・五デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	一七・一デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、〇六・五kHz未満		（一）一一・五デシベル
一、〇六〇・五kHz以上三〇MHz未満		四・一デシベル
三〇MHz以上二三〇MHz以下		一四・五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下		二八・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	一九・九デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、〇六・五kHz未満		九・四デシベル
		二八・五デシベル
		四九・四デシベル
一、〇六〇・五kHz以上三〇MHz未満		五デシベル
		一四・五デシベル
		二五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯			最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	準尖頭値	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	四〇デシベル
		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下			四七デシベル
			五〇デシベル